

議長（福田会長）

議案第6号「市町建設計画の策定方針について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、議案第6号「市町建設計画の策定方針について」ご説明いたします。19ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1の市町建設計画策定の目的についてでございますが、市町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づきまして、新市の建設を、総合的かつ効果的に推進するハード・ソフト両面にわたる指針として、合併後の速やかな一体性の確立を促進し、住民の福祉の向上と新市の均衡ある発展を目指すために策定するものでございます。

なお、本計画は、合併による変化への対処方策や総体的な方向性、各地域の特性を担保するための方策などを示すとともに、合併後に策定されます新市の総合計画の基礎とするものでございます。

次に、2の策定に当たっての基本方針についてのうち、(1)まちづくりの方向性の提示についてでございますが、新市の現状のみならず、人口、経済などの将来の見通しを織り込むとともに、合併後の将来像とそれを実現するための方策を明記する旨の記載となっております。

次に、(2)均衡ある発展の推進についてでございますが、合併に当たりましては、周辺部が廃れるのではないかと、地域の歴史や文化などの特性が失われるのではないかなど懸念事項もございます。このようなことへの対応といたしまして、地域特性の活用や周辺部の活力の維持向上を図るとともに、各地域のバランスへの配慮やネットワーク化の推進などを盛り込み、新市全体の均衡ある発展を目指す旨の記載となっております。

次に、(3)地域自治システムの構築についてでございますが、今後、協議会におきましては、地域の課題を自ら解決し、特色ある地域づくりを推進するための合併後の地域自治システムのあり方について検討してまいります。その地域自治システムについて、市町建設計画に盛り込む旨の記載となっております。

次に、(4)健全な財政運営への配慮についてでございますが、合併に当たりましては、合併特例債等の国や県の支援を有効に活用するとともに、合併に要する経費が過度の財政負担にならないよう留意する旨の記載となっております。

次に、(5)住民にわかりやすい表現についてでございますが、特に、合併に当たっての住民の理解や不安払拭を図るという観点から、わかりやすい構成や表現とする旨の記載となっております。

次に、3の計画の内容についてでございますが、基本方針を踏まえ、計画に盛り込むべき内容を整理したものでございます。法定要件でございます合併後の建設の根幹となる事業や公共施設の統合整備に関する事項、財政計画のほか、人口・経済の見通しや地域自治

システムの構築などを盛り込むものでございます。

人口・経済の見通しにつきましては、他の建設計画の先行事例では見られませんが、合併をいたしますと現行の総合計画と現状に乖離が発生することもあり、また、合併後の将来像をより明確にする意味からも、本計画の策定に際しましても、人口・経済の主要な指標につきましては推計を行うものでございます。

次に、4の計画の期間についてでございますが、一体性の確立に要する期間や合併特例債の充当期間を踏まえ、計画の期間を10年とするものでございます。これにつきましては参考資料15ページをご覧くださいと思います。先行事例等の計画期間等をお示しいたしましたが、近年の合併事例におきましても、建設計画の期間は概ね10年となっております。

策定方針にお戻りいただきまして、21ページから22ページにかけて、策定方針案を踏まえました市町建設計画の骨子をお示ししておりますが、特に自分の住んでいる地域がどのようになるのかを住民の方にわかりやすく示すということから、旧市町単位での地域別計画を盛り込んでおります。今後この骨子の具体化に努めていくわけでございますが、任意の合併協議会におきましては、合併後の人口・経済の見通しやまちづくりの将来像などのビジョン、新市における自治システムを含め、6の新市の施策までを本年11月を目途に将来構想として策定し、委員の皆様を始め、広く関係市町民等にお示ししたいと考えております。

以上でございます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

議長（福田会長）

「市町建設計画の策定方針について」事務局の説明が終わりました。ここで、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

藤江委員（上河内町）

上河内の藤江です。20ページに計画の内容がございます。ただいまの説明では、(1)番から(6)番までを任意の宇都宮地域合併協議会において協議するんだという説明がございました。この議案どおりで、(1)番から(6)番まで市町建設計画はすべてが大切ではありますが、省略される(7)から(9)まで、これもまた重要なことであるかのように私は考えております。ただいまの説明では将来構想として地域の人たちに示すということで、この部分は任意協議会だから、当然、法定協に移行した後の協議だというふうにも受け取れるわけですが、その辺を明快にお答えいただきたいと思います。

事務局（大林次長）

ただいまのご質問でございますが、ただいまのご説明の中で、市町建設計画の骨子の(6)までの新市の施策までをご説明差し上げたところでございますが、市町建設計画そのもの

は、今後のまちづくりにとって、住民の方にも大変重要なものでございます。

そうした中で、作業を進めるに当たりまして、現在は任意協議会でございますが、今後12月に法定協議会を目指す予定でございます。法定協議会で判断するに当たりましては、市町建設計画は判断の重要な一つでございます。ある程度住民の方に見せるためには、作業的な部分を含めると、6の新市の施策で、今後の新市のまちづくりの大枠的なものまでを作業的に進めてまいりたいというものでございます。

今後の作業手順としましては、法定協議会への以降の後に、(7)から進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

藤江委員（上河内町）

ただいまの説明を明快に了とするものでありますが、それぞれの委員の立場があり、私もまた私の立場があるわけです。当然、上河内町の議会ないしそれぞれの立場で説明をし、あるいは意思決定していく段階において、その判断材料の一つとして、(7)から(9)は、合併とはいかなるものか・・・特に上河内の場合は、地域のビジョン、宇都宮との合併において上河内一帯がどうなるかは、重要な判断材料の一つになると考えております。

先ほどの説明の中で周辺過疎の問題もございましたが、根拠はございませんが、そのような不安を抱えながらの判断となれば、一定の地域のビジョンを示した上で、法定協議会への判断としていく考え方も一つございます。

ただいまの説明を了とするものでございますので、今後、各小委員会等で、そうした立場で最大の配慮をしていただきたいと付け加えまして、質問を終わります。

議長（福田会長）

ありがとうございました。ただいまのやりとりは20ページ～22ページに関するものですが、20ページの計画の内容の(1)から(9)のうち、(6)までが任期協議会において協議する事項であり、(7)から(9)は法定協議会に移行してから進めてまいりましょうという説明を事務局がいたしました。それに対しまして藤江委員から、(6)までも大切だが、住民の皆さんに説明していく場合に、(7)から(9)についても、これが何も詰まっていなければ、合併についての是非を住民に問うことは難しいのではないかということから、説明については了承するものの、(7)から(9)についても、今後、小委員会等で議論を重ねていただいて、粗粗の絵図面でもいいから書いたものがほしい、こういう意味でよろしいですか。

藤江委員（上河内町）

はい。

議長（福田会長）

わかりました。この点につきましては、藤江委員のご意見を最大限反映できるように、

今後、小委員会等での議論を進めてまいりたいと思います。

ほかにございませんか。

高橋副会長（高根沢町）

今のご質問を聞いていて、当然だとは思いますがちょっと感じたことがございます。私たちが今回目指すべき合併の形というのは、地域内分権、地域内自治の仕組みを確立する。分権型の合併をする。つまり、大きくしながらも小さくしていく。図体が大きくなるからこそ地域に徹底してこだわる。そういう仕組みができなければ、高根沢町は合併をいたしません。合併をした後、何でも本庁が、本庁というか、多分編入になれば福田富一さんが市長ですけれども、福田富一さんが全部決めるということではないんです。地域のことは地域で決めるんです。地域のことは地域で決められる仕組みをつくるんです。ですから、誰かが決めるのではなくて我々が決めていくという共通認識に立たないと……。

私たちは20世紀の陳腐化してしまった古い自治体の姿から脱却しようという認識のもとに進めないといけないので、それだけのご認識いただければとお願い申し上げたいし、私自身はそういう決意のもとにこの協議会に参加しておりますので、どうぞよろしく願いたいいたします。

議長（福田会長）

高根沢の町長であります副会長から発言がありました。地域自治制度の構築につきましては、この後の議案第7号でこれからご審議をいただく予定にしております。藤江委員の発言と高橋副会長の意見は相通ずるものがございます。藤江委員の件につきましては、先ほど申し上げましたように、できる範囲の中で計画(7)から(9)についても議論をし、まとめていきたいと思いますというお話を申し上げました。

今議論していただいているものと、この後説明するものは表裏一体のものでございます。議案第6号につきましてほかにご意見がなく、ご了承いただければ、次の議案の説明に入らせていただければと思っておりますが、ご意見等はございませんか。

それでは無いようでございますので、議案第6号「市町建設計画の策定方針について」は、藤江委員の意見もでき得る限り取り入れていくことを含めて、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは、議案第6号「市町建設計画の策定方針について」は原案どおり決定いたしました。